

指定給水装置工事事業者 指定（更新）時確認事項 **記載例**

この確認事項は指定の要件ではないため、回答内容により指定が取り消されることや、指定の更新が不可能になることはありません。
 また、回答内容の全部もしくは一部を非公開にできます。

① 提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

●受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表：可 不可）

年	月	日	開催実績なし

（未受講の場合、その理由）※ 非

不可の場合公表しません
（以下の記載欄についても同様）

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

●休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： 可 不可）

休業日： 土日・祝日・お盆・年末年始	営業日： 月～金 8～18時	修繕対応時間： 月～金 9時～17時
-----------------------	-------------------	-----------------------

●漏水等修繕対応の可否（公表： 可 不可）
 （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）

- ・ 屋内給水装置の修繕
- ・ 埋設部の修繕
- ・ その他（ ）

●対応工事種別：該当部に○をつけてください。（公表： 可 不可）

- ・ 分岐（配水管からの分岐～水道メーターの工事：埋設部）
- ・ 接続（水道メーター～宅内給水装置の工事：屋内）

●その他 緊急連絡先等（公表： 可 不可）

営業時間外留守番電話 0826-47-8888

会社以外の連絡先があれば記入してください

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いいたします。

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去 5 年以内）

水道法施行規則 第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名，実施団体	受講年月日
安芸 太郎	給水工事技術振興財団 eラーニング	令和 4 年 4 月 5 日
安芸 次郎	自社内研修 給水用 HPPE 管に関する研修	令和 4 年 6 月 5 日
受講した研修会名および実施団体名を記入		
上記内容の公表の可否（公表には，ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="checkbox"/> 可	不可	

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。

④ 過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第 36 条

法第 25 条 次各号に掲げる者に関する基準は、

2 配水管 1 から水道メーターまでの工事を施行するに際して、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去 1 年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 <u>(公表対象外)</u>	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いづれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
安芸 太郎	○	○	配管技能士	R4
安芸 次郎	○	×		R3
上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
<input checked="" type="checkbox"/> 可 不可				

給水分岐工事施工しない場合は口欄にレ点
(下記表の記載は不要です。)

資格等がなくても、分岐工事は可能です

※以下に示す保有資格等 (下線部) を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工 (配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) 第 44 条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類 (資格証等) の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。